

「地方議会議員のためのハラスメント防止講座」について

1 趣旨

令和3年6月に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第67号）では、国及び地方公共団体は、ハラスメントの発生の防止を図るとともに、研修の実施等の施策を講ずるものとされました。

これを踏まえ、本県では、令和4年度に「神奈川県議会ハラスメント防止研修」を実施するとともに、全国都道府県議会議長会主催の「ハラスメント防止研修会」に参加しております。

この度、ハラスメント対策の取組の一助として、三議長会が実施主体となり作成した「地方議会議員のためのハラスメント防止講座」がインターネットで配信されたため、受講についてご案内するものです。

2 講座概要

受講方法：インターネット配信

講師：高嶋 直人 人事院公務員研修所客員教授

講座時間：約1時間30分

講座内容：パワハラ・セクハラの定義や、実際の典型例を交えつつ、議員に求められるコンプライアンスについて解説

3 受講方法

8月末までを目途に、インターネット配信されている動画を、各自ご視聴ください。

なお、視聴方法については、別途ご案内します。

4 アンケート

講座視聴後、アンケートにご記入いただき、会派控室職員又は議会局総務課あてに提出してください。